

## 決議第 1 号

### 議員派遣の件について

本議会は、地方自治法第100条第13項及び南風原町議会会議規則第129条の規定により、次のとおり議員を派遣するものとする。

平成27年3月5日

南風原町議会議長 宮城 清政

### 記

1. 平成27年度南風原町一般会計予算及び特別会計の件
  - (1) 目的 : 予算の審議
  - (2) 派遣場所 : 南風原町内
  - (3) 期間 : 平成27年3月6日(金)
  - (4) 派遣議員 : 議員全員